

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年5月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年5月10日(木) 午後4時00分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 非農地証明について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 欠 席
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 欠 席

(2) 欠席委員(2人)

3番 上田 幹雄	9番 渡邊 幸伸
----------	----------

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

平成30年度第2回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。
「議長一任」
ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に1番 川端委員 2番 河北委員にお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。
つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
番号1について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字田地408番5
地 目：田
転用面積 336㎡

転用目的は、コンビニエンスストアの拡張です。

権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を4月26日(木)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地はおおむね10ha以上の広がりがある第1種農地ですが、コンビニエンスストアの拡張に伴う転用で、不許可の例外と判断しました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

2番農委員

第1号議案の番号1について、2番委員が説明します。

本申請地は既に営業しているコンビニエンスストアの拡張に伴う転用です。北側には農地が残りますが、賃貸人である申請者本人の農地であるため、転用に伴う影響もないと思われまますので、よろしくご審議お願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件について、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域

の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成30年4月27日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1. 利用権設定が9件の16筆で合計面積36,480㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第2号議案の1の利用権設定についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号と同様に平成30年4月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についても意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件の6筆で合計面積18,184㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑等ございませんか。

4番農委員

第2号議案の基盤強化法と第3号議案の中間管理機構事業はどちらがうのか。

事務局

農業経営基盤強化促進法は、借りて、貸し手が相対で賃貸借するのに対して、中間管理機構事業は、借りてと貸しての間に熊本県農業公社が入り賃貸借することになります。

中間機構事業を利用するメリットは、農家が補助事業等利用する際、国はポイント制を採用していますが、同事業を利用することで、ポイントの加算があります。また小作料に関しては農業公社が借受人から徴収し貸付人

支払いますので、小作料が支払われない等の心配がなくなります。一方デメリットとしては、中間に公社が入りますので、貸付までに時間を要することと、解約の際にも時間を要します。

基盤強化促進法に基づく賃借は、相対での貸し借りですので貸付及び解約の際は時間を要しない点がメリットです。

割合的には9割以上がこの基盤強化促進法に基づく賃借です。中間管機構事業は基本的に10年以上の賃借期間をお願いすることから特に高齢の貸付人は敬遠される傾向にあります。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第3号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

非農地証明願について説明します。

申請者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字田地408番6

地目：田

現況：宅地

転用面積 10㎡

この議案につきましては、現地調査を4月26日(木)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP4～P5をご覧ください。

現地は、昭和45年頃からすでに宅地として使用されており、議案1で審議していただきました、コンビニエンスストア拡張に伴い測量を実施したところ、当該地が農地に食い込んでいたということが判明したということです。現地はすでに宅地の一部となっており、農地の用を呈しておらず、故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

2番農委員

第4号議案の番号1について、2番委員が説明します。

申請地は、事務局からの説明のとおり、もともと宅地の一部であり、測量の結果、若干10㎡が農地の一部であったということです。現況はすでに宅地ですので、耕作はできませんし非農地化しても、なんら影響はないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

- 議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
- 8 番農委員 国土調査は終わっていますのよね。菊陽町はいつ調査を終えられているのですか。熊本地震で基準の座標がズレているとききましたが、その影響でしょうか。
- 事務局 本町における国土調査は昭和43年～44年頃だったと思います。詳しくは調べてご連絡します。(確認の結果、昭和33年開始、昭和47年終了) 今回のズレは地震等の影響ではなく、昔はざっとした測量のうえ建築されており、それが原因と思われます。
農地の所有者と宅地の所有者はご兄弟で、両方父親から相続されており、詳細な測量等を実施することなく、住宅を建設されたようです。
- 議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
第4号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。
よって議案第4号の番号1は、「非農地化相当」と決定します。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。
- 事務局 議長、お疲れ様でした。
これもちまして定例農業委員会を終了致します。